

## スイスにおける新型コロナウイルス検査について（2021年3月31日現在）

### 【ポイント】

- 抗原簡易検査 (Antigen-Schnelltest) について
- 抗原自己検査 (Antigen-Selbsttest) について
- PCR検査 (PCR-Test) について
- 新型コロナウイルス検査を受けられる場所について

### 【本文】

スイスにおける新型コロナウイルス検査について、2021年3月31日現在の情報を以下のとおりお知らせいたします。

#### 1 抗原簡易検査 (Antigen-Schnelltest)

2021年3月15日以降、スイス連邦政府は、検査センター、かかりつけ医師、病院及び薬局で実施する抗原簡易検査の費用を全て負担しています。

新型コロナウイルスの症状がない場合でも、抗原簡易検査を無料で受けることができます。この検査は、鼻咽頭ぬぐい液を使用して行われ、唾液を使用することはできません。また、PCR検査よりも信頼性が低いため、抗原簡易検査で陽性の結果が出た場合はPCR検査を受検する必要があります。

#### 2 抗原自己検査 (Antigen-Selbsttest)

2021年4月7日以降、薬局において、抗原自己検査のための検査キットを入手することが可能になります。

この検査は、症状の有無に関わらず、受検者自身が自己検査キットを用いて鼻腔ぬぐい液（鼻に綿棒を入れ、検体を採取する）を使用して行い、自己検査結果を読み取るものです。スイスの健康保険に加入している人は、薬局において30日ごとに1人5セットの配布を受けることができます。

費用は、薬局から受検者の加入するスイスの健康保険会社に対し直接請求されます。

なお、現時点において、スイスの健康保険に加入していない方々に対する情報が確認されていないため、検査キットを入手しようとする際には費用負担について確認する必要があります。

※注意：これらの検査は、検査した時点で人に感染させる状態かどうかを判定するにとどまるものですので、検査結果が陰性であっても、新型コロナウイルスに感染していて周囲の人々に感染させる可能性があるため、新型コロナウイルスの予防措置にはなりません。

#### 3 PCR検査 (PCR-Test)

PCR検査は、鼻咽頭ぬぐい液又は喉ぬぐい液を使用して行われます。最新の検査では、唾液を使用したPCR検査も信頼性が高くなっているため、一部の検査機関では唾液を使用する場合があります。

費用は、例として以下の場合にはスイス連邦政府が負担します。

- ・新型コロナウイルスの症状がある場合

- ・アプリケーション(SwissCovid App)から通知を受け取った場合
  - ・衛生当局又は医師の指示がある場合
- (※スイス国外に渡航する場合等は自己負担となります)

#### 4 新型コロナウイルス検査を受けられる場所

検査センター、かかりつけ医師、病院及び薬局で検査を受けることが可能ですが、具体的には各州当局の決定によります。

スイス連邦内務省保健庁が各州の情報提供ウェブページを紹介していますので以下をご確認ください。

#### ○スイス連邦内務省保健庁「新型コロナウイルス検査」

<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/krankheiten/ausbrueche-epidemien-pandemien/aktuelle-ausbrueche-epidemien/novel-cov/testen.html>

(リンクはドイツ語、他にフランス語、イタリア語及び英語有)

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話 : 031 300 2222

Fax : 031 300 2256

メール : [consularsection@br.mofa.go.jp](mailto:consularsection@br.mofa.go.jp)

ホームページ : [https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○在ジュネーブ領事事務所

(ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州及びティチーノ州にお住まいの方)

電話 : 022 716 9900

Fax : 022 716 9901

メール : [consulate@br.mofa.go.jp](mailto:consulate@br.mofa.go.jp)

ホームページ : [https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>